

1/16 火

# 無料低額宿泊所押し込み

住まいを失い、生活保護を申請した人たちに各地の自治体が無料低額宿泊所（無低）への入居を勧めています。狭く劣悪な環境で「貧困ビジネス」と指摘される施設も少なくありません。保護利用の条件とすら自体もあり、支援者は「保護を申請せなかったもの水際作戦」として見直しを求めていました。（芦川重子）

「一人暮らしになって選択肢はなかった」。昨年末ま

で東京都多摩地域の無低で暮していた山村高人さん（66）は、生活保護申請時の福祉事務所とのやりとりを振り返ります。当時、10年以上勤めていた建設会社から足を痛めたことで解雇され、寮を出された山村さん。数百間、食事で四日焼きが出たじわじわ。ひとり暮らしで、自分の空間は尽量ほど。部屋には水道すらない。トイレは共同。食事で一食にかかる食事は朝食代や生活必需品代を支払い財布は月末にはほとんど空でした。

自立程遠く  
「保護を受けるため、福祉事務所が紹介した無低

## 貧困ビジネス、温床生活保護水際作戦か



### 公的住居支援 “待ったなし”

「さんぎゅうハウス」の手作り弁当を前に話をする、吉田さん（左）と山村さん（右）＝東京都立川市

日本共産党中央委員会の上條彰一立川市議の支援を受けている1人暮らしです。「自分ひとりじゃ（無低がない）出られなかった」

P.O法人「さんぎゅうハウス」（立川市）の大沢ゆみが理事長は、制度上は規定がないにもかかわらず独自に無低入居を保護利用の条件とする自治体が多いといふのです。

そんな生活にもかかわらず保護費から家賃や食費などを貰ふと手元に残るのは1万円7000円ほど。居住保護法は「居住保護が原則です。保護利用者はアパートなら住居での生活を基本としており、施設入居はあくまでも例外です。

吉田和雄理事は「多くの自

治体は『自立』できるか見極

めでから」などと、あれこれ理由をつけて無低に入

る。劣悪な環境で健康を害

する人も多い。「自立」と

して多くの自治体が保護

は程遠く、人間の尊厳を奪

う」と批判します。

「コロナで増

むのは「統計なし」が圧倒的

に多いものの、1年を超

えた自治体は多摩地域で10、

神奈川で10、千葉で50以上

いる」と回答。平均入居期

間は「統計なし」が圧倒的

に多いものの、1年を超

えた自治体は多摩地域で10、

神奈川で10、千葉で50以上